

宮城県精神保健福祉審議会部会設置要綱の改正 （医療連携検討部会（仮称）の設置他）について

1 医療連携検討部会（仮称）の目的と位置づけ

●目的

本県の医療連携体制の整備にあたって、「県連携拠点機能」、「地域連携拠点機能」、「地域精神科医療提供機能」を整理し、相互の連携や専門の医療を提供できる体制を整備するための検討を行う

●位置づけ

宮城県精神保健福祉審議会の下に医療連携検討部会を設置

●審議

原則、非公開

2 医療連携検討部会（仮称）の調査審議事項

ア. 「県連携拠点機能」、「地域連携拠点機能」、「地域精神科医療提供機能」の整備に関すること

イ. その他関連する事項について

機能		地域精神科医療提供機能	地域連携拠点機能	県連携拠点機能
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者本位の精神科医療を提供すること ・ ICF（国際生活機能分類）の基本的な考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること ・ 地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと 		
	機能別		以下の役割を果たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療連携の地域拠点 ・ 情報収集発信の地域拠点 ・ 人材育成の地域拠点 ・ 地域精神科医療提供機能を支援 	以下の役割を果たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療連携の県拠点 ・ 情報収集発信の県拠点 ・ 人材育成の県拠点 ・ 地域連携拠点機能を支援

3 医療連携検討部会（仮称）の構成員（案）

医療関係、学識経験者、行政機関、当事者などによる10名程度の委員で構成

●医療関係

宮城県精神科病院協会、宮城県精神神経科診療所協会
精神科病院、一般病院（精神病床を有する）、診療所、
県立精神医療センター

※ 仙南医療圏、仙台医療圏、大崎・栗原医療圏
石巻・登米・気仙沼医療圏

●学識経験者

東北大学

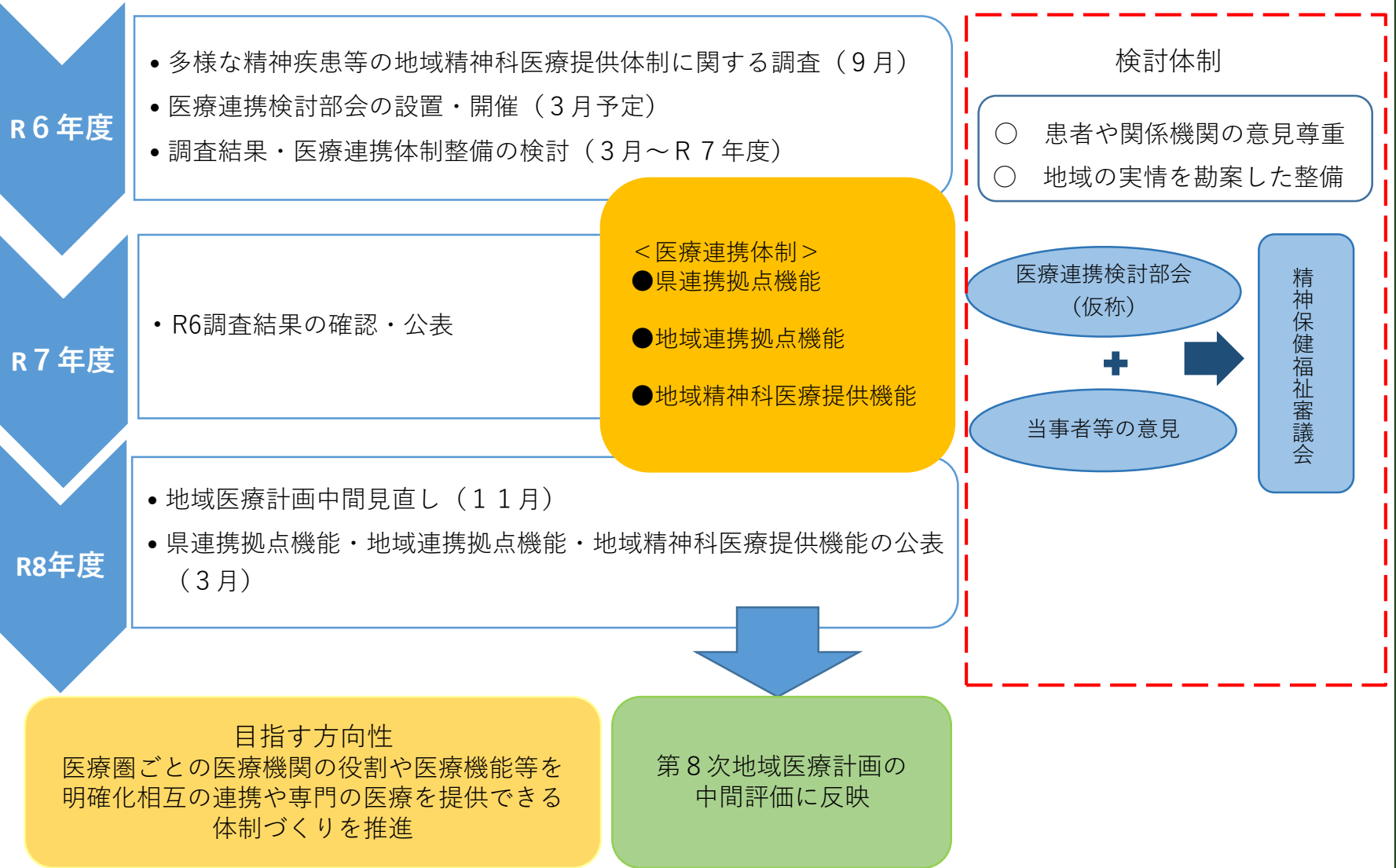
●行政機関

精神保健福祉センター（仙台市・宮城県）

●ユーザーの立場

当事者、福祉関係者

4 医療機能の明確化スケジュール（R6～R8）



5 若年者対策検討部会の廃止

- 設置年月 平成21年8月
- 審議事項 若年者に対する精神保健医療福祉施策に関すること
若年者に対する自殺対策に関すること
- 審議状況
 - 平成21年度 教育現場におけるメンタルヘルス対策，他県の早期介入等の取組みの実態把握
 - 平成22年度 精神保健福祉の現況調査
 - 平成23年度 取り組むべき課題と方向性のまとめ
 - 平成25年度 名取EI事業中間報告
 - 平成26～30年度 関連事業に関する報告と今後の取組検討
- 現在の状況
 - 宮城県自死対策計画において自死対策推進会議を開催
 - 関連事業における取組みを継続

名取EI事業実施
(H22-26)